

業務用小型空調パッケージ契約  
(選択約款)

令和3年4月1日実施

西部ガス佐世保株式会社



## 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. この選択約款の変更 .....	1
4. 契約の締結 .....	2
5. 名義の変更 .....	2
6. 最大使用量の算定 .....	3
7. 料金 .....	3
8. 調整単位料金 .....	3
9. 解約及び精算 .....	3
10. その他 .....	3
付則 .....	4
1. 実施の期日 .....	4
（別表） .....	5
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法 .....	5
2. 料金表 .....	5



## 1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。その他、特に定める場合を除き、一般ガス供給約款と同じ意味を有するものといたします。

用語	定義
(1)「空調機器」	エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
(2)「小型空調機器」	空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び定格冷凍能力175.8キロワット(50USRT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
(3)「空調機器以外のガス燃焼機器」	空調機器以外のガス燃焼機器全てをいいます。
(4)「最大使用量」	料金算定期間において最大の1時間当たりの使用量をいいます。
(5)「契約最大使用量」	契約期間を通じて最大の最大使用量で、ガス需給契約で定めたものをいいます(小数点以下切り捨て)。
(6)「契約空調使用可能量」	小型空調機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
(7)「契約その他使用可能量」	契約最大使用量から契約空調使用可能量を控除した後の値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。

## 2. 適用条件

この選択約款の適用条件は、一般ガス供給約款の適用が可能であることを前提として、以下のとおりといたします。適用条件を満たしていない場合には、この選択約款に基づくガス需給契約を締結することはできません。

- (1) 小型空調機器を設置していること。
- (2) 空調機器以外のガス燃焼機器を設置していること。
- (3) 当社が(1)、(2)の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

## 3. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。変更の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合に準じます。

#### 4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、需要場所ごとに、所定の契約書を用いて当社とガス需給契約を締結していただきます。なお、当社は、一般ガス供給約款（7. 承諾の条件）における承諾できない事由に該当する場合にはこの選択約款に基づくガス需給契約を締結できないことがあります。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し空調機器及び空調機器以外のガス燃焼機器の使用設備を提示するものとし、当社はその内容に基づき、同一業種におけるガス燃焼機器の使用状況、お客さまの過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約量を定めるものいたします。
  - ① 契約最大使用量
  - ② 契約空調使用可能量
  - ③ 契約その他使用可能量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、ガス需給契約は同一条件で更新されるものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 当社は、この選択約款又は他の約款（一般ガス供給約款を除きます。）に基づくガス需給契約を契約期間又は最低利用期間の満了前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款又は他の約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) お客さまが契約期間満了前にこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、同一需要場所で新たに当社に対して他の約款（一般ガス供給約款を除きます。）に基づくガスの使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約の日から1年に満たない場合には、当該申し込みを承諾できないことがあります。ただし、当該申し込みが、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

#### 5. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づくガス需給契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの選択約款に基づくガス需給契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 6. 最大使用量の算定

最大使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。(負荷計測器(負荷計測器とガスメーターを結ぶ配線を含みます。)は当社から支給するものとし、取付関係工事費はお客様の負担とします。)

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客様の協議によってその料金算定期間における最大使用量を算定いたします。

## 7. 料金

- (1) 当社は、別表1に基づき料金を算定いたします。
- (2) その他は、一般ガス供給約款に準じます。

## 8. 調整単位料金

当社は、一般ガス供給約款に準じて調整単位料金を算定いたします。基準単位料金は、別表2に定める基準単位料金といたします。

## 9. 解約及び精算

- (1) お客様が2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、お客様が2に定める適用条件を満たさなくなった場合は、当社はこの選択約款に基づくガス需給契約を解約することがあります。
- (2) (1)により当社がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約した場合、当社は解約日以降、一般ガス供給約款を適用することがあります。
- (3) お客様がこの選択約款に基づくガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける場合には、あらかじめ解約希望日(定例検針日といたします。)を定めて、その15日前までに当社に通知していただきます。
- (4) その他のこの選択約款に基づくガス需給契約の解約については、一般ガス供給約款に準じます。
- (5) 2(1)(2)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日とします。)までさかのぼって精算させていただく場合があります。この場合の精算する金額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金として支払義務が発生し、請求事業者に債権譲渡された金額との差額とさせていただきます。なお、精算する金額は、当社からお客様に対して請求いたします。

## 10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を準用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年4月1日から実施いたします。

## (別表)

### 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、別表2に定める定額基本料金と空調流量基本料金及びその他流量基本料金の合計といたします。
  - ① 空調流量基本料金は、別表2に定める空調流量基本料金単価に契約空調使用可能量を乗じた額といたします。
  - ② その他流量基本料金は、別表2に定めるその他流量基本料金単価に契約その他使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、別表2に定める調整単位料金に、使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)  
$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (5) 調整単位料金の適用基準は、一般ガス供給約款に準じます。

### 2. 料金表

#### (1) 基本料金

##### ① 定額基本料金

1か月につき	4,180.00円
--------	-----------

##### ② 空調流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,461.77円
------------	-----------

##### ③ その他流量基本料金単価

1立方メートルにつき	2,923.55円
------------	-----------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	104.79円
------------	---------

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。